

ご自宅の地震への備えはお済みですか？

令和7年度

木造住宅耐震診断支援・耐震改修補助事業のお知らせ

大地震は、いつでも、どこでも発生する可能性があります。

美郷町では、地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、町民の皆さんの安全を確保するため、昭和56年以前に建設された木造住宅の耐震診断と耐震改修の支援を行っています。ぜひご活用ください。

1. 事業の概要

木造住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。

(1) 対象住宅

- ・美郷町内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。
(併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が1/2以上であること。)
- ・過去に美郷町の補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修を実施していないこと。

(2) 対象者

- ・対象住宅を所有する(共有を含む。)個人であること。
- ・町税等を滞納していないこと。

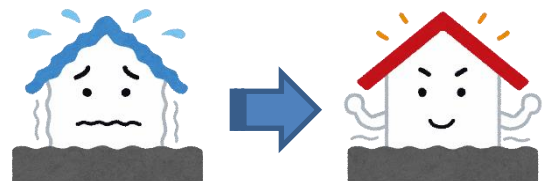
(3) 費用について

自己負担額 10,000円

(4) 耐震診断について

耐震診断：木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会発行)に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

耐震診断士：秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者。



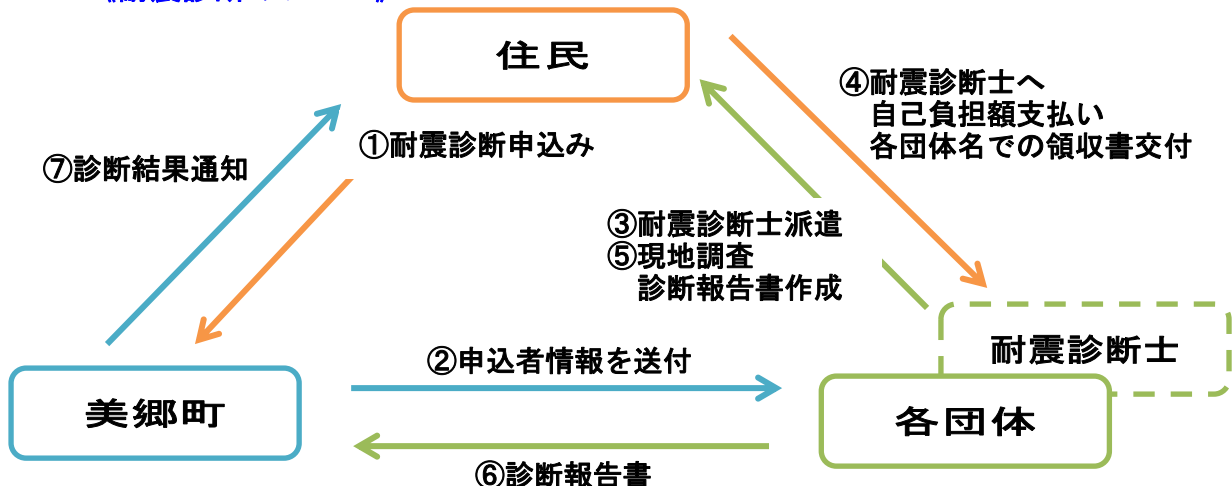
2. 申込期間(令和7年度)

令和7年11月28日(金)まで

延長しました！

※国の交付金及び県の補助金を活用して実施していますので、診断士の派遣時期については事前にご相談ください。

《耐震診断のフロー》



裏面もご覧ください ⇒

3. 申込方法

(1) 申込書の入手方法

申込書は、美郷町役場建設課窓口（役場第二庁舎）でお渡しします。
また、町ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 申込み先

美郷町役場建設課（役場第二庁舎）へお持ちください。

(3) 申込みに必要な書類

- ・ 木造住宅耐震診断申込書
- ・ 住宅の平面図（任意）
- ・ 住宅の着工時期がわかる書類（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等）
- ・ 対象住宅に借家人等がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書



4. 診断結果について

一般診断法での評価は4段階の数値で表されます。この数値が小さいほど耐震性が低く、危険であることを示します。

上部構造評点	判定	備考
1.5 以上	倒壊しない	◎安全ですが、点検を行いましょう
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない	○より安全にするために点検補修しましょう
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある	×補強工事を行い1.0以上にしましょう
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	×補強工事を行い1.0以上にしましょう

一般診断法とは

※外観のほか住宅の内部も調査しますのでご注意ください※

大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判断するもので、耐震改修工事の必要性について確認するものです。

調査方法：建物を壊さずに、設計図書と目視により調査

調査項目：壁の下地と仕上げ、壁の量、壁の配置、床の仕様、接合方法、劣化状況、地盤、基礎の注意事項等

調査時間：標準的な住宅で3時間程度（建築時の図面等がある場合）

5. 美郷町木造住宅耐震改修補助事業

上部構造評点 1.0 未満を 1.0 以上にするための耐震改修工事を行う場合には、耐震改修工事の補助金の交付を受けることができます。国の交付金及び県の補助金を活用して実施しますので、改修時期については事前にご相談ください。

対象工事：上部構造評点 1.0 未満を 1.0 以上にするため、耐震設計を実施し、補強する改修工事で、令和8年2月27日（金）までに実績報告書を提出できるもの。
※簡易な耐震補強等は対象となりません。

対象者：・ 対象住宅を所有する（共有を含む。）個人であること。
・ 町税等を滞納していないこと。
・ 過去に当補助金を利用していないこと。

補助金額：耐震改修に要する費用の 1/3 の額（千円未満切捨て）
・ 補助金限度額 町内事業者施工の場合：70万円
町外事業者施工の場合：60万円



【問い合わせ】美郷町役場 建設課 建設管理班 電話 0187-84-4910